

## 広報すもと号外（第4号）

# 台風23号災害情報

平成16年12月10日発行

市では災害発生以来、復旧や復興作業に全力を挙げています。

国や県においても、これまでの支援対象を拡充するなどして、被災された皆さんが一日でも早く生活の再建ができるように新たな制度が整ってきました。

今回は、主に 被災者生活再建支援金制度 居住安定支援助成金制度 住宅再建等支援金制度の内容と併せて、そのほかの支援制度を紹介します。

また、「全壊世帯・大規模半壊世帯・半壊で解体、建て替えなどを予定している世帯」についてはこの支援制度が複雑なため、説明会を予定しています。対象世帯の人はぜひご参加ください。

### 目次

1. 被災者生活再建支援制度等の説明会日程…………… 2  
（全壊・大規模半壊・半壊で解体等を予定している世帯が対象です。）
2. 被災者生活再建支援制度…………… 3～10
3. 災害援護金の支給…………… 11
4. 高齢者住宅再建支援事業…………… 11
5. 住宅再建等に伴う一時転居者支援制度…………… 11
6. ひょうご住宅災害復興ローン…………… 11
7. ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給…………… 12
8. わが家の耐震改修促進事業の拡充…………… 12
9. 被災者生活復興資金貸付金…………… 12
10. 災害援護資金貸付金…………… 12  
（9、10については、号外3号で掲載済み）

～ 洲本市災害対策本部（☎22-3321）～

# 被災者生活再建支援制度等の説明会日程

対 象 / 全壊世帯

大規模半壊世帯

半壊で解体等予定の世帯

台風23号の被災者の生活を再建する制度のうち、**全壊**、**大規模半壊半壊で解体・建て替えなどを予定している世帯** についての支援制度は大変複雑なため、これらの世帯を対象とした説明会を行います。

(ただし、世帯の構成員の平成15年分の収入合計が800万円を超える場合は対象となりません。)

## 説明内容

被災者生活再建支援金制度(国)

居住安定支援助成金制度(県・市)

住宅再建等支援金制度(県・市)

## 説明会開催日時・場所

対 象 世 帯		対 象 世 帯	
全 壊 世 帯		・大規模半壊世帯 ・半壊で解体等を予定している世帯	
月 日	場 所	月 日	場 所
12月13日(月)	加茂小学校 ランチルーム	12月13日(月)	淡路建設会館 (県総合庁舎隣)
14日(火)	消防ビル5階	14日(火)	加茂小学校 ランチルーム
15日(水)	淡路建設会館 (県総合庁舎隣)	15日(水)	消防ビル5階
16日(木)	加茂小学校 ランチルーム	16日(木)	淡路建設会館 (県総合庁舎隣)
17日(金)	消防ビル5階	17日(金)	加茂小学校 ランチルーム
18日(土)	淡路建設会館 (県総合庁舎隣)	18日(土)	消防ビル5階

時間は、いずれも午後7時～8時30分まで。

車で淡路建設会館へお越しの場合は洲浜中学校に、

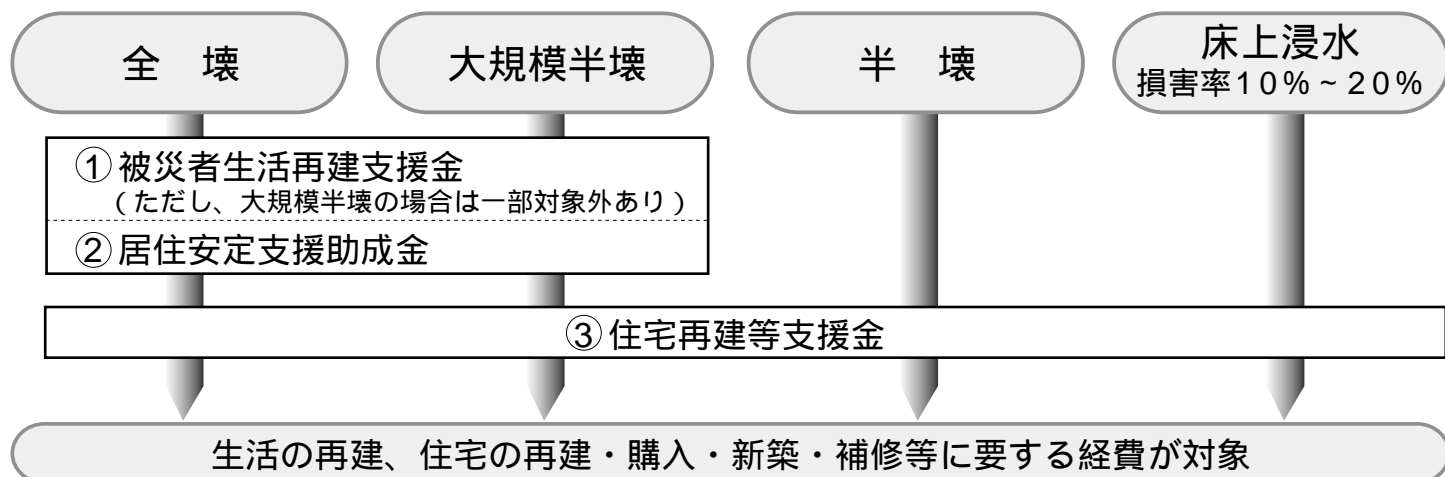
消防ビルへお越しの場合は塩屋緑地に駐車してください。

# 被災者生活再建支援制度

## 制度の目的について

この制度は、災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金等を支給し、被災者の自立に向けた生活の再建を支援することを目的としています。

ここでは、下記の①から③までの3つの支援金（助成金）の概要をお知らせします。



## 制度の名称や概要、支給対象となる損害の程度について

制度の名称	制度の概要	支給対象となる損害の程度
① 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅や家財などの生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、自立した生活の再建を支援するため、支給されます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊 (大規模半壊または半壊の認定を受け、やむを得ない理由で解体した場合も含みます( ))</li> <li>・大規模半壊</li> </ul>
② 居住安定支援助成金	自然災害により被災した住宅の再建・補修などをされる場合、再建などに要する費用の総額が①の支給額を上回る場合に支給されます	
③ 住宅再建等支援金	洲本市内において住宅の再建・補修などをされる場合で、再建などに要する費用の総額が、①及び②の支給額を上回る場合に支給されます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊</li> <li>・大規模半壊</li> <li>・半壊</li> <li>・床上浸水で損害割合が10%以上20%未満</li> </ul>

( )「やむを得ない理由」に該当するかどうかについては、下記の①～④を考慮し、洲本市が判断します。洲本市が認定する前に解体された場合、対象とならない場合がありますので、解体される前に必ずご相談ください。

- ① 放置すれば倒壊の危険がある
- ② 補修費が著しく高額になる
- ③ 流入した土砂を撤去する必要がある
- ④ 耐え難い悪臭を発散している

## 洲本市内で住宅を再建・購入・新築・補修する場合の支給額と対象となる世帯

被災者生活再建支援金・居住安定支援助成金・住宅再建等支援金が支給される最大額は下表の通りとなっており、住宅の再建などに要した費用のうち、対象となる経費分（右頁参照）がこの額の範囲内で支給されます。

ただし、世帯全員の収入合計額（6頁参照）が800万円を超える世帯は対象になりません。  
また、そのほかにも年齢や収入等に関する条件があり、すべての世帯が最大額を支給されるわけではありません。

（単位：万円）

住宅の被害状況	① 被災者生活 再建支援金		② 居 住 安定支援 助成金 （*3）	③ 住 宅 再建等 支援金 （*4）	支給額 合 計 （最大）
	①-1 生活関係 経 費 （*1）	①-2 居住関係 経 費 （*1,*2）			
全 壊	100	200		100	400
全 壊 （補修し継続利用する場合）	100	-	100	100	300
大規模半壊	-	100		75	175
大規模半壊 （やむを得ない理由による解体・再建等の場合）	100	200		75	375
半 壊 （補修し継続利用する場合）	-	-	-	50	50
半 壊 （やむを得ない理由による解体・再建等の場合）	100	200		50	350
床上浸水（損害割合が10%以上 20%未満であり、補修し継続利用する場合）	-	-	-	25	25
床上浸水 （損害割合が10%未満の場合）	-	-	-	-	-

（\*1）最大支給額について、単身世帯の場合は3/4に、他県に移転する場合は1/2になります。

（\*2）全壊と認定された被災住宅が借家である世帯の場合、最大支給額は1/2となります。

（\*3）住宅の建設や補修等を行う場合に限りです。また、最大支給額について、他の都道府県に移転する場合は1/2となります。

（\*4）住宅の建設や補修等を行う場合に限りです。また、他の市町村に移転する場合は支給されません。

## 支給の対象となる経費

### ①-1 生活関係経費で支給される費用

ア：生活に必要な物品の購入費または修理費

下記のような物品が対象となります。

ただし、品目や金額、台数に制限がありますので、詳細はお問い合わせください。

- 自動炊飯器 ●電子レンジ ●ガステーブル ●冷蔵庫 ●掃除機 ●洗濯機 ●アイロン
- 扇風機 ●エアコン ●ストーブ ●電気ごたつ ●電気カーペット ●室内用照明器具
- テレビ ●ラジオ（ラジオ機能付きCDプレーヤー等も対象） ●電話機（携帯電話は除く）
- ダイニングセット ●食器戸棚 ●ベビーベッド ●ベビーカー ●学生服 ●学習机
- タンス ●鏡台 ●寝具（数量は世帯人数分まで対象。ただしベッドは対象外。）
- 自転車 ●眼鏡 ●コンタクトレンズ ●補聴器

イ：災害により負傷し、または疾病にかかった人の医療費（被災後1年以内分）

ウ：住居の移転費、または移転のための交通費（仮住まい等、一時的な移転は除きます。）

エ：民間賃貸住宅に入居する場合の礼金（敷金は除きます。）

### ①-2 居住関係経費で支給される費用

オ：民間賃貸住宅の家賃等（ホテル等の仮住まいの経費を含む）

※月額2万円を超える部分を対象とし、最大50万円が限度です。

カ：被災した住宅の解体（除却）・撤去・整地費

※新築工事を伴う場合に限り支給されます。ただし、支出する経費の70%までが対象です。

キ：住宅の建設、購入または補修のための借入金等の利息

※利息のうち、年1%を超え3.5%までの部分（最大2.5%）が対象です。

ク：その他、住宅の建替等にかかる諸経費

※ローン保証料、建築確認等申請手数料、所有権等登記手数料、仲介手数料等

### ② 居住安定支援助成金で支給される費用

### 及び ③ 住宅再建等支援金で支給される費用

ケ：住宅の建設、購入または補修費

コ：上記の①-2 居住関係経費で支給される費用オ～クに同じ

(※) ② 居住安定支援助成金 及び ③ 住宅再建等支援金 で支給される費用（ケ及びコ）については、今後変更になる場合があります。

## 世帯全員の収入合計額の求め方

①課税証明書等により、各世帯員の総所得金額（平成15年分）を確認します。

②下表により、各世帯員の収入額を算出します。

総所得金額が「0円」の場合は、収入額も「0円」となります。

総所得金額	収入の額
97万5千円以下	総所得金額 + 65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額 ÷ 0.6
108万円 を超え、234万円以下	(総所得金額 + 18万円) ÷ 0.7
234万円 を超え、474万円以下	(総所得金額 + 54万円) ÷ 0.8
474万円 を超え、780万円以下	(総所得金額 + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(総所得金額 + 170万円) ÷ 0.95

③②で算出した各世帯員の収入額を合計し、世帯全員の収入合計額を計算します。

## 申請期限について

適用になる制度		申請期限
①被災者生活 再建支援金	生活関係経費	被災日から13か月間
	居住関係経費	家賃等
家賃等以外		被災日から37か月間
②居住安定支援助成金	家賃等	被災日から25か月間
	家賃等以外	被災日から40か月間
③住宅再建等支援金		被災日から43か月間

## 申請時に準備していただく書類等

- ・ 被災証明書
- ・ 世帯全員の住民票
- ・ 所得のある人全員の課税証明書
- ・ 住宅の再建等に要する費用の明細がわかるもの（契約書及び領収書等）
- ・ 振込先とする預金通帳（申請する世帯主名義のもの）
- ・ その他、世帯の実状により必要となるもの

例）健康保険証、解体証明書、要援護世帯（下記参照）であることを証明する書類等  
要援護世帯

下記の①から⑭のいずれかに該当する方がおられる世帯です。  
年齢や収入に関する条件が一部緩和される場合があります。

- ① 心身喪失・重度知的障害者
- ② 1級の精神障害者
- ③ 1級又は2級の身体障害者
- ④ 1級の障害基礎年金受給者
- ⑤ 1級の特別児童扶養手当受給者
- ⑥ 特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳保持者
- ⑦ 厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者
- ⑧ 特級、1級又は2級の公害健康被害者
- ⑨ 常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者
- ⑩ ①又は③に準ずる65歳以上の者
- ⑪ 治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者
- ⑫ 配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、  
現に児童を扶養している者
- ⑬ 父母のいない児童又は父母に監護されない児童
- ⑭ 生活保護の要保護者

**申請の受付は、平成17年1月を予定しています。**

# 被災者生活再建支援制度 Q & A

(支払い済の案件について)

Q . すでに住宅の補修を済ませ、支払いも終わっているが、さかのぼって対象になるのか？



A . すでに補修が完了し、支払い済みの案件であっても、被災日（平成16年10月20日）以降に実施したものであれば、さかのぼって対象になります（ただし、領収書や契約書などが必要です）。

(領収書について)

Q . 領収書は必ず必要か？ 紛失してしまったものもあるが、支給対象にできるのか？



A . 原則として領収書（原本）は必要です。金銭の支払いがあったことを証明できるものがなければ、事実確認ができないためです。  
ただし、紛失され、再発行もできないような場合は、別途現物を確認するなどの代替措置も検討しておりますので、ご相談ください。

(支援金（助成金）の用途制限について)

Q . 支給される支援金（助成金）は何に使ってもいいのか？



A . 支給される支援金（助成金）は、それぞれ最大支給額があらかじめ決められており、また用途も制限されています。そのため、何に使ってもよいわけではありません(最大支給額や用途について、詳しくは4～5頁をご覧ください)。ご不明な点については、洲本市役所までお問い合わせください。



(発生した費用と支給額について)

Q . 全壊と認定され、住宅を解体し、新築するのに295万円かった。  
全壊であれば、生活関係経費の100万円のほか、最大300万円が  
支給されるはずだが、295万円は満額支給されるのか？

A . 全壊の場合、被災者生活再建支援金（居住関係経費）または居住安定支援助成金で最大200万円、住宅再建等支援金で最大100万円、合計300万円が最大で支給されます。

ただし、解体・新築にかかった費用のうち、被災した家屋の解体・撤去費等については、実際に支払った費用の70%分しか対象になりませんので、295万円満額が支給されるわけではありません。

(全壊補修について)

Q . 全壊と認定されたが、補修すれば住めると思う。  
支援金（助成金）の対象になるのか？

A . 全壊で住宅を補修される場合、居住安定支援助成金で最大100万円、住宅再建等支援金で最大100万円、合計200万円が最大で支給されます。

また、被災者生活再建支援金（生活関係経費）で最大100万円が支給されますので、テレビや冷蔵庫等の電化製品や家財道具等が購入できます。

(生活関連経費について)

Q . 大規模半壊（または半壊）と認定された。台所が浸水し、使えなくなった冷蔵庫を買い換えたいが、支援金（助成金）の対象となるのか？

A . 電化製品等の購入については、全壊の場合に支給される被災者生活再建支援金（生活関係経費：最大100万円）だけが対象となっています。

したがって、大規模半壊（または半壊）の場合、対象となりません。

ただし、大規模半壊（または半壊）で、やむを得ない理由による解体であると洲本市が判断した場合は、全壊とみなされますので、電化製品等の購入についても対象となります。

### (対象者について)

Q. 床上浸水（一部損壊）と認定された。最大25万円が支給される住宅再建等支援金の対象になるのか？

**A.** 住宅再建等支援金の対象になるためには、損害割合が10%以上20%未満であることですので、同じ床上浸水（一部損壊）でも損害割合が10%未満である場合は対象となりません。

なお、損害割合については、お手数ですが、洲本市役所にお問い合わせください。

### (借家入居者について)

Q. 借家（アパート等集合住宅を含む）で被災した。他の借家に移転する場合、支援金（助成金）の対象になるのか？

**A.** ①全壊の場合…被災者生活再建支援金（生活関係経費）で最大100万円が支給され、電化製品や家財道具等が購入できます。さらに、新たに公営住宅に入居する場合を除き、被災者生活再建支援金（居住関係経費：家賃等のみ、最大50万円）も支給されます。

②大規模半壊の場合…生活関係経費は支給されませんが、居住関係経費（家賃等のみ、最大50万円）は、全壊の場合と同様に支給されます。

③半壊または床上浸水の場合…対象外となりませんので、他の制度をご利用ください。

## 災害援護金の支給

洲本市健康福祉館 介護福祉課 ☎22・9333

対象者	住家が全壊、半壊、床上浸水した世帯にお支払いします
支給額	全壊 20万円      半壊 10万円      床上浸水 3万円

淡路県民局から通知がありますので、特に受給申請は必要ありません。

## 高齢者住宅再建支援事業

市役所2階 都市計画課 ☎22・3321

対象者	満65歳以上で被災住宅に替わる住宅を洲本市内で再建・購入する人 (所得制限があります)
補助対象額	500万以上の建設、購入に要する費用
補助額	100万円

## 住宅再建等に伴う一時転居者支援制度

市役所2階 都市計画課 ☎22・3321

対象者	全壊、半壊、一部損壊または床上浸水で、再建、補修のため一時的に 県内の民間賃貸住宅などに入居する人(所得制限があります)
助成額	持家の場合 (家賃月額が6万円未満は、その2分の1、6万円以上の場合は3万円) ×6か月(入居期間) 借家の場合 (一時入居している住宅と、被災時に入居していた家賃月額の差が 6万円未満は、その2分の1、6万円以上は3万円)×6か月(入居期間) *いずれも知事が認める場合は、期間を1年間に延長できます。

## ひょうご住宅災害復興ローン

市役所2階 都市計画課 ☎22・3321

対象者	台風16、18、21、23号で住宅が被災し、県内で住宅を再建、購入、 補修する人
融資額	再建、購入する場合 100万円以上800万円以内 補修する場合 100万円以上400万円以内
利率	1.8パーセント(住宅金融公庫災害復興住宅融資に準じます)

## ひょうご住宅災害復興ローン等利子補給

市役所2階 都市計画課 ☎22・3321

対象者	被災者向け住宅資金融資借り入れをし、一定の要件を満たす人		
限度額	建設・購入する場合		補修をする場合
	住宅金融公庫	1,160万円	640万円
	ひょうご住宅災害復興ローン	800万円	400万円
	民間住宅融資など	1,160万円	640万円
利子補給率	1.8パーセント（住宅金融公庫災害復興住宅融資利率を補給率とします。ただし、2.5パーセントまで）		

## わが家の耐震改修促進事業の拡充

市役所2階 都市計画課 ☎22・3321

対象者	県内に対象となる住宅がある、所得が1,200万円以下の人（個人のみ対象） 台風16、18、21、23号などで住宅のり災証明書を受けた人 （一定の補強工事をすべてするなど条件があります。）		
補助額	戸建住宅の場合	30～50万円	
	共同住宅の場合	（7万5千円～12万5千円）×戸数	

## 被災者生活復興資金貸付金

洲本市健康福祉館 介護福祉課 ☎22・9333

対象者	台風16、18、21、23号で全壊、半壊、床上浸水、自家用自動車の被害を受けた満20歳以上の人（所得制度があります）		
融資額	300万円以内（用途は、住宅の補修や車の修理、買換えなど）		
利率	無利子（県と市が負担します）		
締切	平成17年1月31日まで		

## 災害援護資金貸付金

洲本市健康福祉館 介護福祉課 ☎22・9333

対象者	全壊、半壊、住居の滅失、家財の3分の1以上の損害を受けた世帯 （所得制限があります）		
貸付額	150万円～350万円（被害の程度により異なります）		
利率	3パーセント		
締切	平成17年1月31日まで		

～ 洲本市災害対策本部（☎22-3321）～